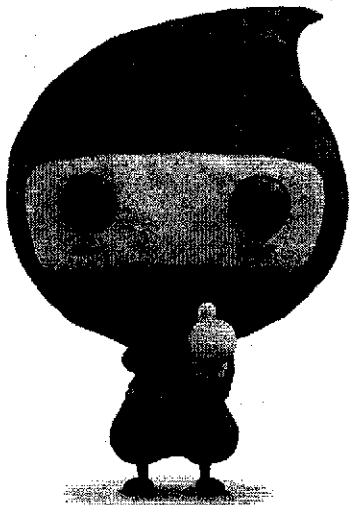


臨時福祉給付金（経済対策分）について

- 昭島市から、この給付金に該当すると思われる方へ、申請書類等を郵送いたします。
- 申請書を受け取られた方は、申請書に記入、押印の上、必要書類を添付して、同封した返信用封筒でご返送いただくか、市役所本庁舎2階にあります「臨時福祉給付金コールセンター」へご提出ください。
- 申請の期限は、平成29年8月2日までとなっております。お早めに申請をお願いいたします。
- この制度の詳細については、添付したチラシをご覧ください。

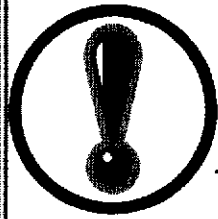


問い合わせ先

昭島市臨時福祉給付金コールセンター
(昭島市役所内)

電話 042-549-1780

給付金を装う“振り込め詐欺”や“個人情報の詐欺”にご注意ください。市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、昭島市や警察署（または警察相談専用電話#9110）にご連絡ください。



「臨時福祉給付金（経済対策分）」

（簡素な給付措置）の“振り込め詐欺”

“個人情報”の詐取”にご注意ください。

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う影響を緩和するため、支給対象者の方には、「臨時福祉給付金（経済対策分）」（簡素な給付措置）が支給されますが、以下についてご注意願います。

「臨時福祉給付金（経済対策分）」 （簡素な給付措置）に関して

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（経済対策分）」（簡素な給付措置）を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

● ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

